

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年10月11日 |
| 【事業年度】 | 第89期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） |
| 【会社名】 | 長野日本無線株式会社 |
| 【英訳名】 | Nagano Japan Radio Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 丸山 智司 |
| 【本店の所在の場所】 | 長野県長野市稲里町1163番地 |
| 【電話番号】 | 026（285）1111（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役上席執行役員 総務本部長 蛭田 公広 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 長野県長野市稲里町1163番地 |
| 【電話番号】 | 026（285）1111（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役上席執行役員 総務本部長 蛭田 公広 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月27日に提出した第89期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

② 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

(7) 社外取締役および社外監査役との関係

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

② 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

(7) 社外取締役および社外監査役との関係

(訂正前)

社外取締役米澤義道および鶴澤静の両氏は、社外取締役であります。

社外取締役米澤義道氏は信州大学名誉教授であります。同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役鶴澤静氏は、当社の親会社である日清紡ホールディングス株式会社の代表取締役会長であり、同社と当社との間には、製品販売等の取引関係および同社からの借入があります。

社外監査役上野秀次氏および横井則明氏は、社外監査役であります。

社外監査役である横井則明氏は、当社のその他の関係会社である日本無線株式会社の取締役であり、同社と当社との間には、製品販売等の取引関係があります。

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、社外取締役および社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考しております。

(訂正後)

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

取締役米澤義道および鶴澤静の両氏は、社外取締役であります。

社外取締役米澤義道氏は信州大学名誉教授であります。同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役鶴澤静氏は、当社の親会社である日清紡ホールディングス株式会社の代表取締役会長であり、同社と当社との間には、製品販売等の取引関係および同社からの借入があります。

監査役上野秀次氏および横井則明氏は、社外監査役であります。

社外監査役である横井則明氏は、当社のその他の関係会社である日本無線株式会社の取締役であり、同社と当社との間には、製品販売等の取引関係があります。

当社は、豊富な経験と知見を有する複数名の社外取締役が取締役会およびその他の重要会議に参画することにより、経営の健全性と透明性の確保に努めております。

また、客観的かつ中立・公平な立場の複数名の社外監査役が、経営執行状況を監査することにより経営監視機能の強化を図っております。

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、社外取締役および社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考にしており、選任状況は適切であると考えます。

社外取締役および社外監査役は、取締役会における決算報告や内部統制システムの整備に関する基本方針の見直しを通じて、監督・監査を実施しております。また社外監査役は監査役会における意見交換・情報交換を通じて、直接または間接的に、内部監査、監査役監査、および会計監査と連携を保ち、内部統制部門から報告を受け、実効性のある監督・監査を実施しています。